

(仮称)療育センター整備基本構想 概要版

策定の目的

子どもたちの発達の課題を早期に発見し、早期に支援を行うことにより、子どもたちが健やかに成長し、保護者・家族が安心して暮らすことのできる環境づくりを広島県東部で推進していくため、福山市及び尾道市、三原市、府中市、神石高原町の現状をもとに、「(仮称)療育センター整備基本構想」を策定しました。

市民意見の反映

福山市及び近隣市町の療育施設等に通園・通学をしている18歳までの子どもの保護者を対象にニーズ調査を実施、さらに市民意見公募（パブリックコメント）により、幅広く意見を募りました。また専門家・学識経験者・保護者会の代表者等より構成する「(仮称)療育センター整備のあり方検討会」を開催し、検討を行いました。

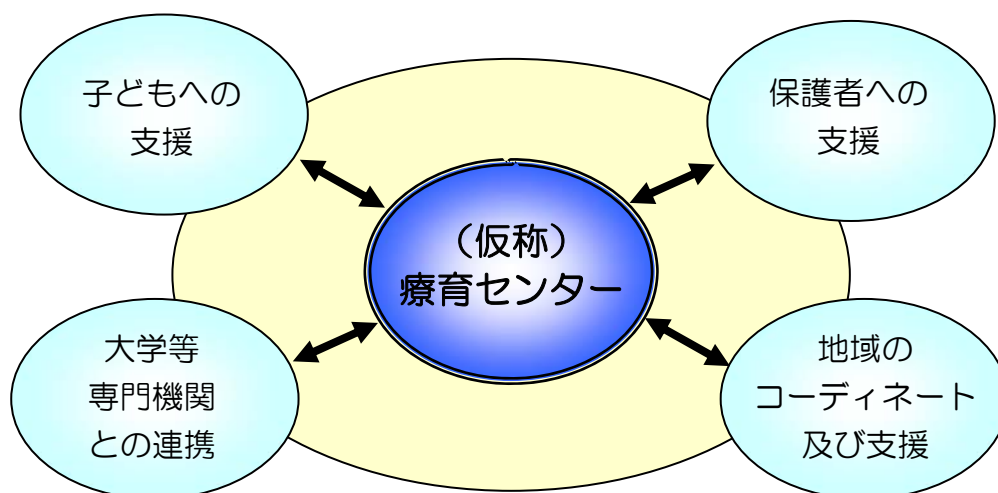
保護者へのアンケート調査結果からみた(仮称)療育センターに求められる主たる機能

- ① 医師による診断・診療機能（49.6%）
- ② 相談機能（47.2%）
- ③ 各療育施設や機関をつなぐコーディネート機能（38.6%）

1 (仮称)療育センターがめざす支援

発達に課題のある子どもに対し、診療・訓練・初期療育等の支援を行います。

子どもの生活を支える家族の子育て力の向上と不安や問題の解決のための支援を行います。



大学等専門機関との連携により医療・療育・教育に関する技術の向上をめざすとともに、人材派遣を受け研修・実習等を行います。

地域の療育関係機関等の資源を活用し、子どもが地域で生活するためのコーディネートを行うとともに、支援に係わる職員等の専門性の向上のために助言等を行います。

2 整備コンセプト（基本的な考え方）

（仮称）療育センターの整備コンセプトは、次のとおりです。

（仮称）療育センターの理念

- 子どもの健やかな成長のために、発達に課題のある子どもへの適切な支援とその家族への子育ての支援及び地域の支援を行います。

発達に課題のある子どもとその家族が、より身近な地域で安心して暮らすことができるよう、子ども一人ひとりの特性に応じた支援と家族への子育ての支援を行うとともに、地域での健やかな日常生活のために、地域の療育支援関係者等への助言等を行っていきます。

（仮称）療育センターの役割

- 地域や専門機関との連携の中で、早期発見・早期支援の中核を担います。

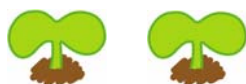
発達の課題を早期に見つけ、必要な支援に結びつけることは、本人とともにその家族にとっても非常に重要なことです。早期から支援することで、生活上の困難が軽減され、社会生活における不適應等の二次障がいを防ぐこととなります。

（仮称）療育センターは、専門的な支援を行う中核として、日常的な支援を行う地域の医療機関や保育所、幼稚園、療育施設、関係機関等と連携を図りながら、重層的に早期発見と早期支援を実践していきます。

（仮称）療育センターの位置付け

- 県東部地域の療育に関わる各種施設や機関とのネットワークを形成し、コーディネーターとしての機能を有する拠点となります。

支援においては、医療・福祉・保健・教育などの関係施設・機関間における連携は不可欠です。各機関が共通の視点で対象者の支援を行えるよう、より有効的なネットワークを築く中で、コーディネーターとしての役割を担っていきます。

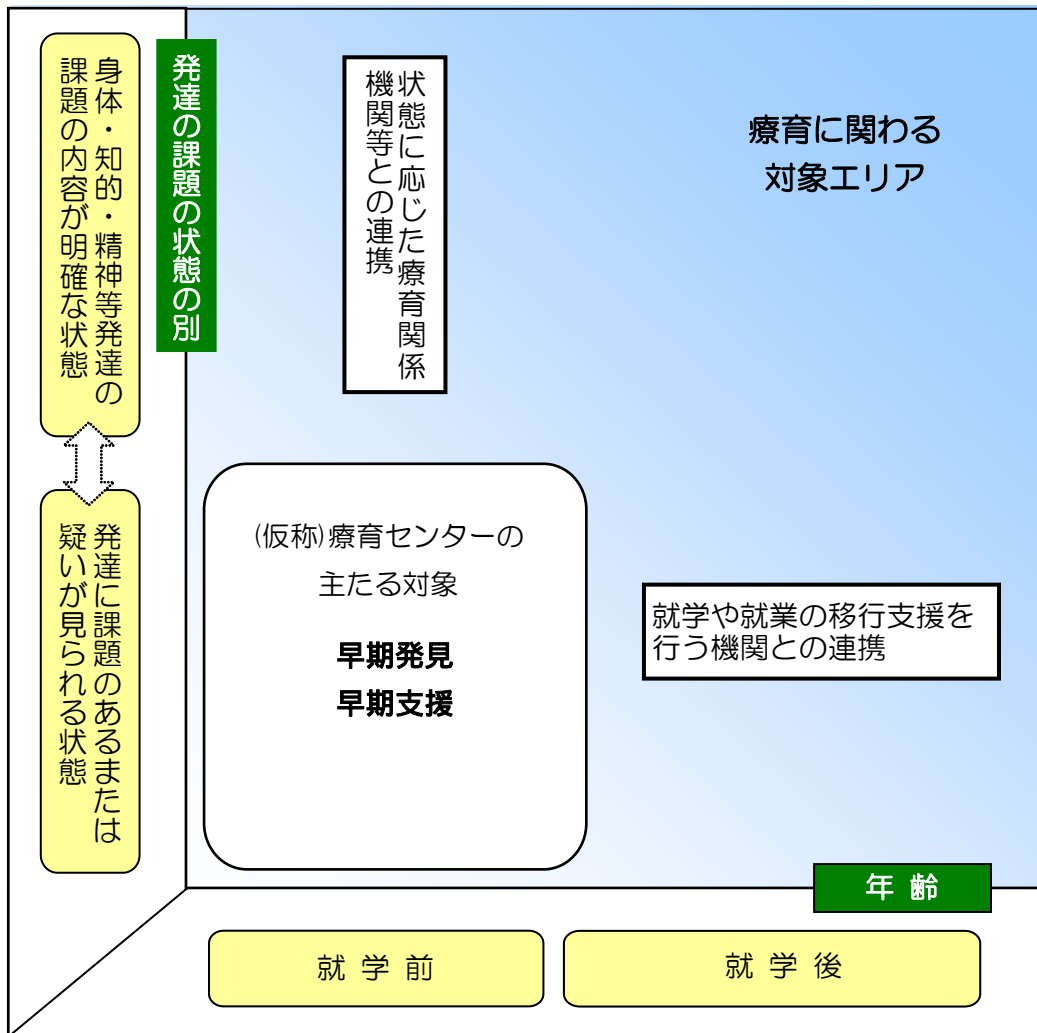


検討会での議論から、（仮称）療育センターは発達の課題を早期に発見し、地域とともに子どもの健やかな育ちの支援を行うことを基本理念としていることから、名称については「（仮称）こども発達支援センター」とすることがふさわしいとの意見があり、今後この名称について検討していきます。

(仮称)療育センターでの対象

人の成長において幼児期は、身体的にも精神的にも大きな発達をとげ、様々なことを吸収できる重要な時期であるといえます。この時期に、発達の課題を可能な限り早期に発見し、早期の対応をとることが重要となります。

また(仮称)療育センターの機能化を図るために、その設置目的及び対象を明確にしておく必要があります。あまりに多くの役割を一度に期待しすぎると機能しないことから、『主として就学前の子どもの発達障がい早期発見・早期支援』を目的とします。

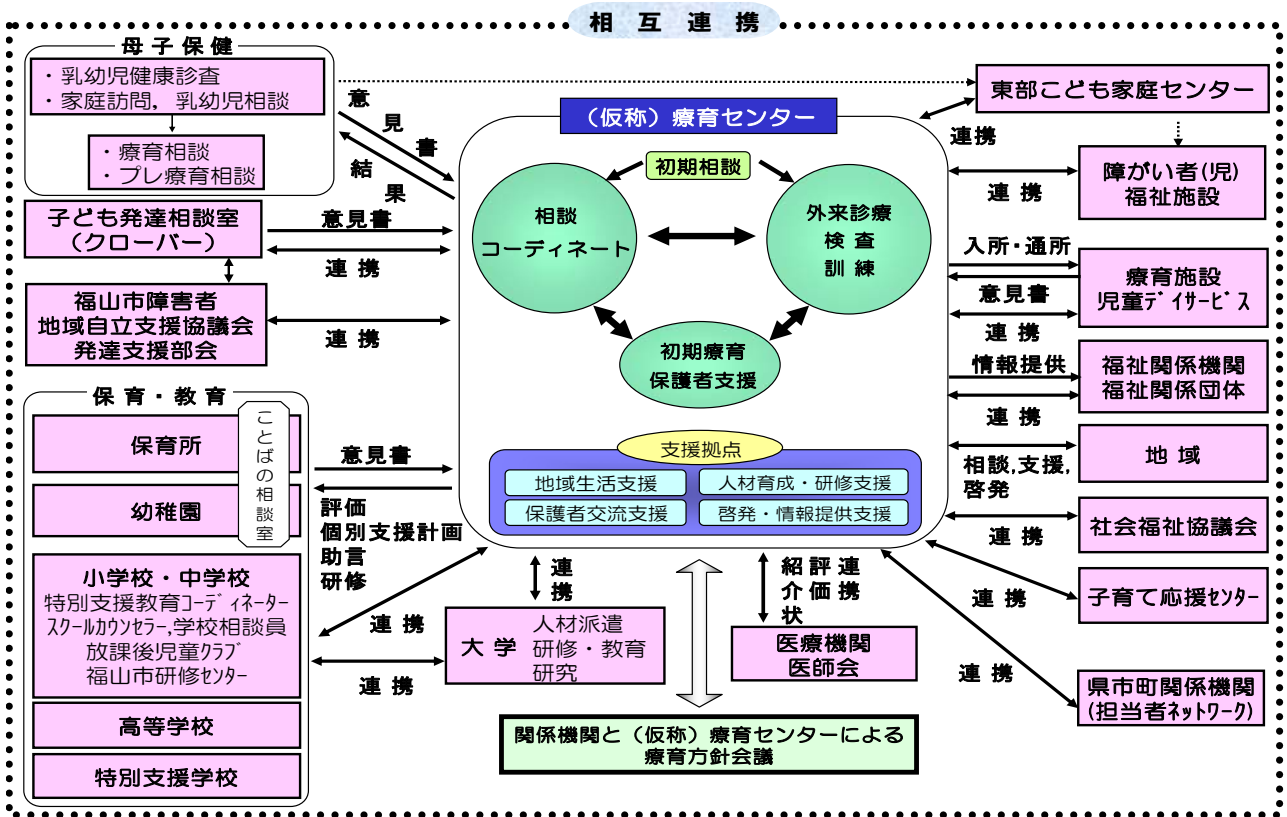


支援のあり方や整備すべき機能等について、(仮称)療育センター整備後においても、「就学後」の発達障がい児(者)への支援については、今後の大きな検討課題として、県及び関係機関と協議・連携していく中で、解決に向けた取り組みが必要です。



3 地域とのネットワークの考え方

関連の施設・機関全体が相互に連携を図るネットワークシステムの構築をめざします。



4 (仮称)療育センターの特色

(仮称)療育センターの特色として、次のとおり整備し、地域の療育関係機関等との連携の充実・強化を図ります。

◆ (仮称)療育センターにおける3機能の連携

《コーディネート機能》 相談窓口と地域のコーディネート

《医療機能》 主に発達障がいの子どもの診断・評価・訓練の実施と療育方法等の助言、定期フォロー

《療育支援機能》 主に発達障がいの子どもの初期療育、保護者支援

◆受け皿の不足が大きな課題となっていることから、市内の全箇所では障がい児保育・特別支援教育を行っている保育所や公立幼稚園を資源として、(仮称)療育センターの専門医等による個別支援計画や助言に基づいた支援を実施します。

◆大学等専門機関との連携により、医療・療育・教育に関する技術の向上をめざすとともに、人材派遣を受け、保護者に対する発達障がい等についての理解促進のための学習会や従事者等の専門性の向上等のための研修活動等を行います。

また、一人ひとりの子どもを尊重した指導・支援ができる実践的指導力を持った教育者・保育者の育成をめざす福山市立大学と相互協力し、人材の育成に努めます。

.....(仮称)療育センター整備基本構想 概要版.....

発行年月日 2010年(平成22年)3月
 発行 福山市
 編集 福山市保健福祉局保健福祉政策課
 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 TEL (084)928-1216